

# 日本学生支援機構奨学金貸与終了者 在学中の返還猶予手続きについて

在学中の返還猶予手続きの必要な方、不要な方は以下のとおりです。

<b>必要な方</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆本学の2020年度入学者のうち、高校・大学の学部時に奨学金の貸与を受けていた者</li><li>◆過去に奨学金の貸与を受けていた方で、留年・休学等で修業年限を超えて在学している者</li></ul>
<b>不要な方</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆予約奨学生 進学届の提出時に<u>前奨学生番号</u>を入力してください。</li><li>◆研究生・聴講生 「在学届」による猶予は認められないので、「奨学金返還期限猶予願」に、証明書等を添付のうえ、直接機構へ提出してください。</li></ul>

**※手続きを行うことで、在学中は返還が猶予されます。**

**手続きを行わないと2020年10月から返還が始まります！**

返還猶予手続き書類配布場所：工学部学生係

スカラネットパーソナルでの入力期間：

**2020年4月1日(水)～5月29日(金)**

※上記期限後も受付を行います。提出遅くなった場合、在学猶予願が承認されるまでは引き続き請求が行われます。

工学部ホームページにも  
手続き書類を掲載しています。

